

令和元年(平成31年)
地方分権改革に関する提案募集



沖縄県介護保険広域連合

居宅介護支援事業所の管理者の 要件に係る経過措置期間の延長 について

令和元年7月11日

沖縄県介護保険広域連合

重点番号13:居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長(沖縄県介護保険広域連合)

沖縄県介護保険広域連合の概要

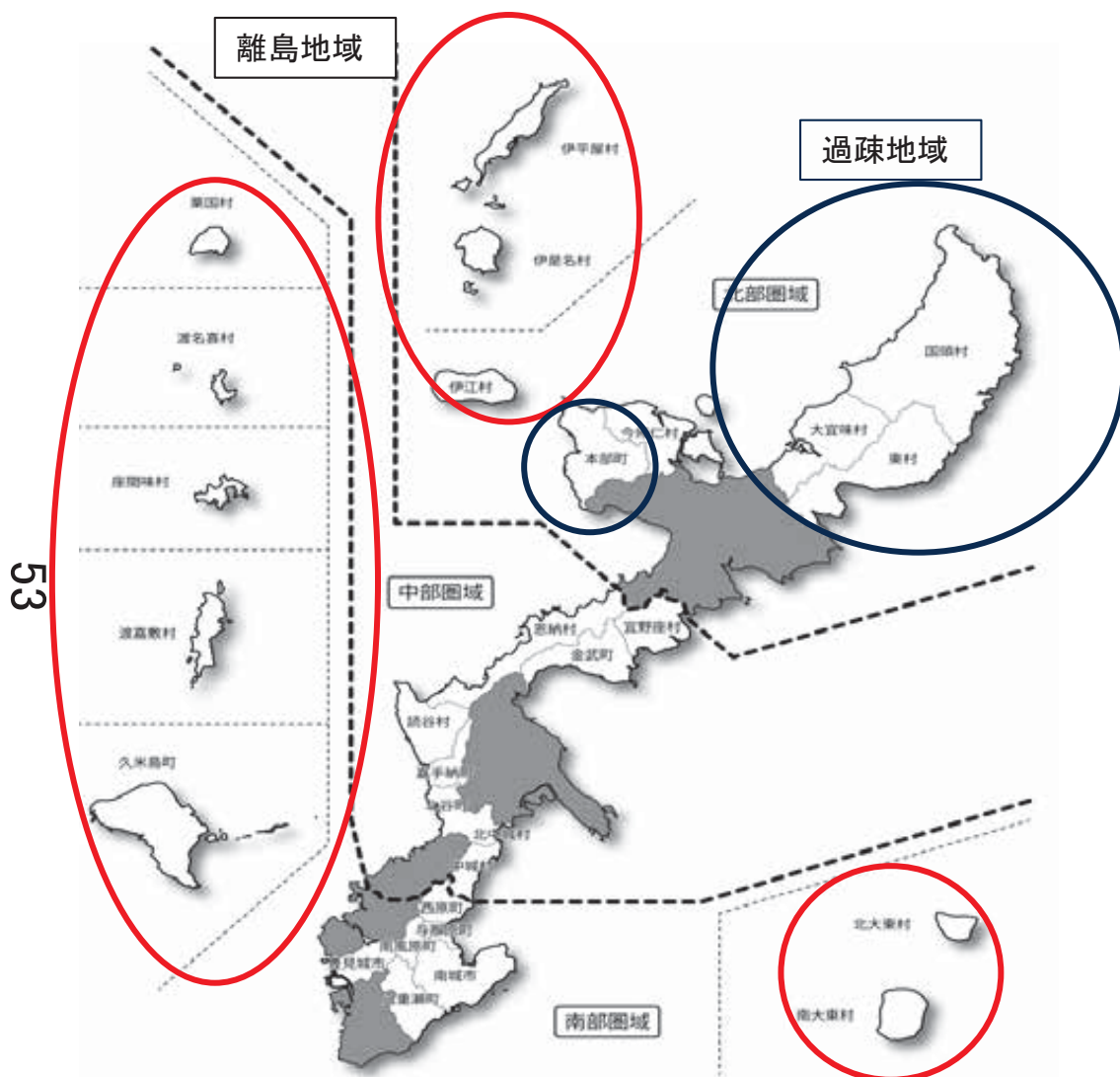
<沖縄県介護保険広域連合面積・人口等>

| | |
|--------------|-----------------------|
| 面積 | 992.07km ² |
| 人口 | 437,252人 |
| 65歳以上人口 | 94,976人 |
| 要介護(要支援)認定者数 | 17,650人 |
| 高齢化率 | 21.72% |
| 要介護(要支援)認定率 | 18.58% |

面積は平成30年10月、その他は平成31年3月末現在

<沖縄県介護保険広域連合構成市町村数>

| | 市町村数 | 構成 | |
|----|------|------|------|
| | | 離島地域 | 過疎地域 |
| 市 | 2 | 0 | 0 |
| 町 | 9 | 1 | 1 |
| 村 | 18 | 9 | 3 |
| 合計 | 29 | 10 | 4 |



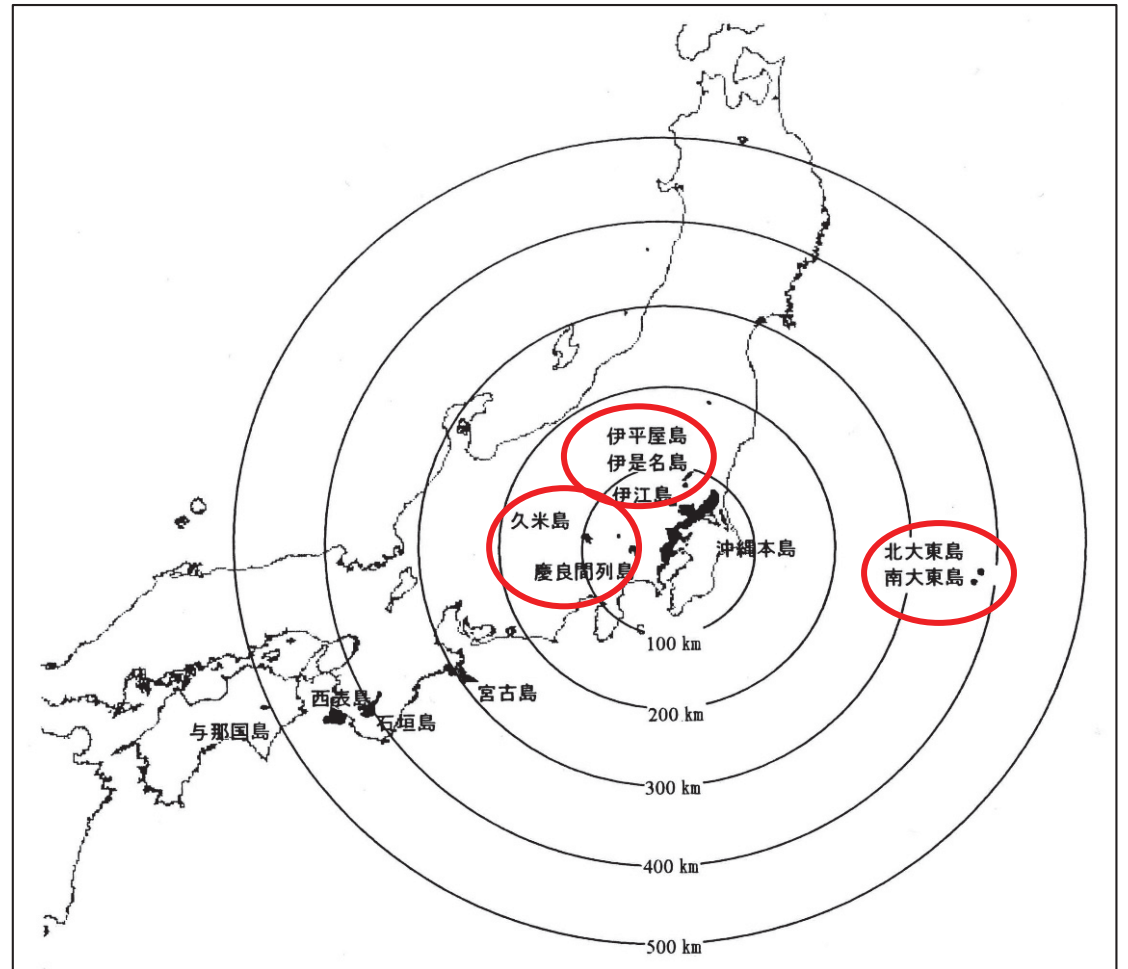
沖縄県介護保険広域連合は、離島地域10町村、過疎地域4町村を含む29市町村で構成している。

沖縄県の離島の分布状況図

沖縄県は、本土から遠隔にあり、東西約1000キロメートル、南北400キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する160の島々から成り立つ地域特性を有している。



小規模な離島地域や過疎地域では介護・福祉人材の確保が厳しく、利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況にある。



那覇(県庁)から広域連合構成市町村離島間の距離

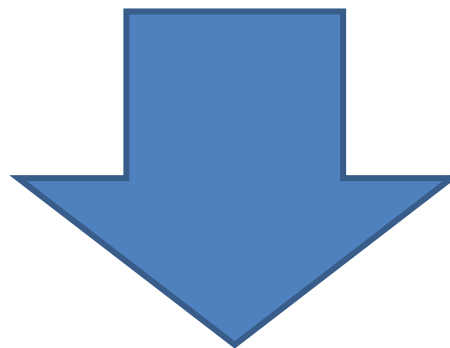
| 島名 | 距離(km) | 島名 | 距離(km) |
|------|--------|------|--------|
| 伊江島 | 約57km | 座間味島 | 約38km |
| 伊平屋島 | 約96km | 粟国島 | 約61km |
| 伊是名島 | 約83km | 渡名喜島 | 約57km |
| 久米島 | 約89km | 南大東島 | 約358km |
| 渡嘉敷島 | 約32km | 北大東島 | 約366km |

※赤丸は広域連合構成市町村離島

資料: 沖縄県企画部地域・離島課「離島関係資料(平成31年1月)」

I. 提案の概要

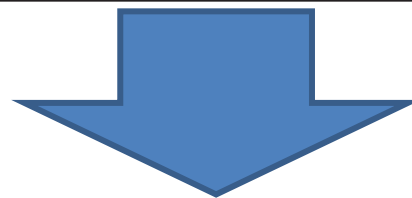
○居宅介護支援事業所の管理者要件について、経過措置期間が平成33年（令和3年）3月31日で終了する。



○居宅介護支援事業所の管理者要件について、離島や過疎地域については管理者要件の経過措置期間を6年以上（令和6年3月31日）延長してもらいたい。

Ⅱ. 提案の背景

- 介護保険制度改正により平成30年4月から、居宅介護支援事業所の管理者要件が主任介護支援専門員に変更となった。
- 経過措置期間として引き続き主任介護支援専門員以外の介護支援専門員を管理者として置くことが可能な期間が3年(平成33年(令和3年)3月末)と定められた。
- 国の要綱により、主任介護支援専門員となるためには、5年以上の実務経験がある者が、70時間の研修を受講することが必要。
- また、主任介護支援専門員資格を保有し続けるためには、5年に一度、主任介護支援専門員更新研修(46時間)の受講が必要。



管理者が主任介護支援専門員の資格を有していない場合、居宅介護支援事業所を続けるためには平成33年(令和3年)3月末までに主任介護支援専門員を採用するか、現在の管理者となっている介護支援専門員かその他の介護支援専門員が主任介護支援専門員の研修を受講しなければならない。

広域連合内事業所の状況

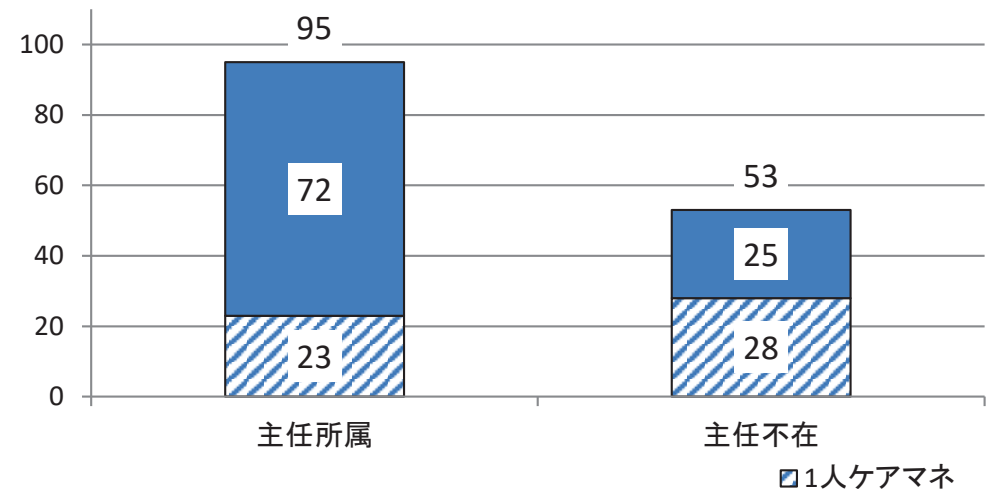
(アンケート結果：広域連合全体) (平成31年3月実施)

○居宅介護支援事業所の管理者要件に関するアンケート結果(広域連合全体)

(1)現在、主任介護支援専門員が所属している事業所数

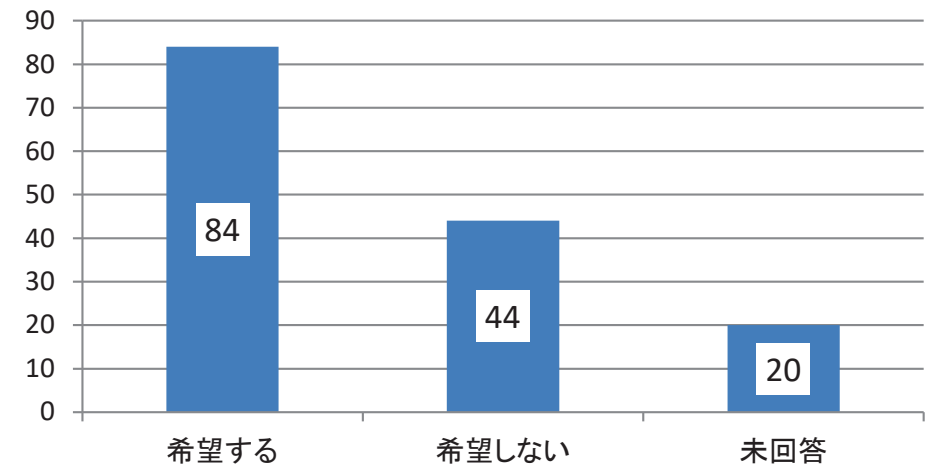
| | |
|-------------|--------|
| 主任介護支援専門員所属 | 95事業所 |
| 主任介護支援専門員不在 | 53事業所 |
| うち1人ケアマネ | 28事業所 |
| 合計 | 148事業所 |

57



(2)経過措置期間の延長を希望するか。

| | | |
|-------|--------|-------|
| 希望する | 84事業所 | 56.8% |
| 希望しない | 44事業所 | 29.7% |
| 未回答 | 20事業所 | 13.5% |
| 合計 | 148事業所 | |



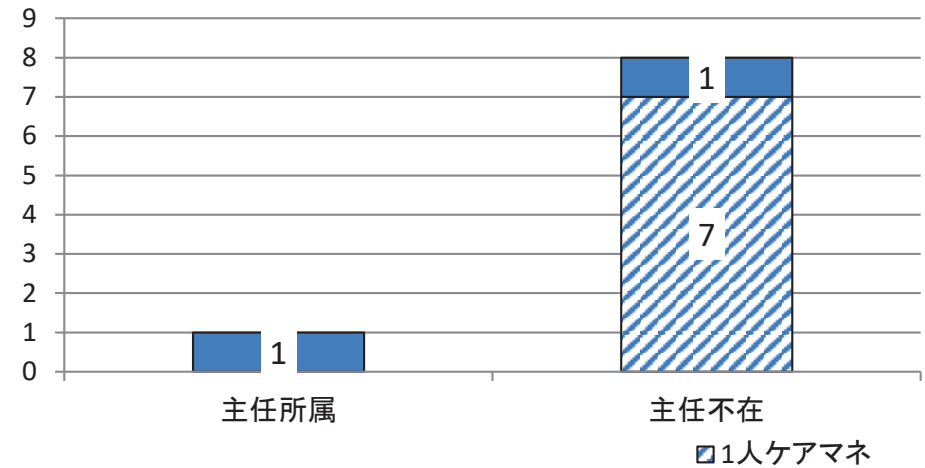
広域連合内事業所の状況 (アンケート結果：離島地域)

○居宅介護支援事業所の管理者要件に関するアンケート結果(離島地域)

(1)現在、主任介護支援専門員が所属している事業所数

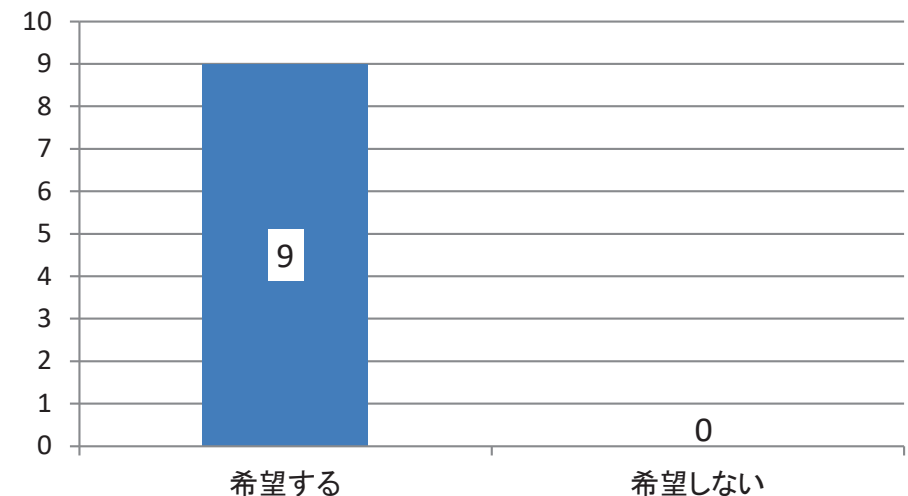
| | |
|-------------|------|
| 主任介護支援専門員所属 | 1事業所 |
| 主任介護支援専門員不在 | 8事業所 |
| うち1人ケアマネ | 7事業所 |
| 合計 | 9事業所 |

58



(2)経過措置期間の延長を希望するか。

| | | |
|-------|------|------|
| 希望する | 9事業所 | 100% |
| 希望しない | 0事業所 | 0% |
| 合計 | 9事業所 | |



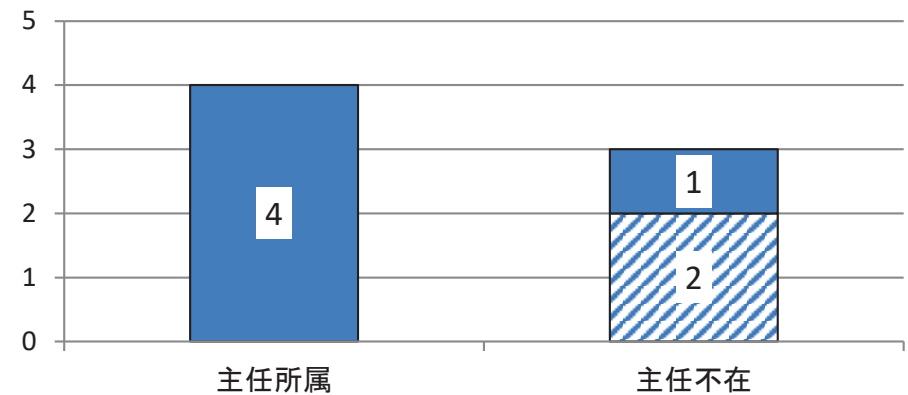
広域連合内事業所の状況 (アンケート結果: 過疎地域)

○居宅介護支援事業所の管理者要件に関するアンケート結果(過疎地域)

(1) 現在、主任介護支援専門員が所属している事業所数

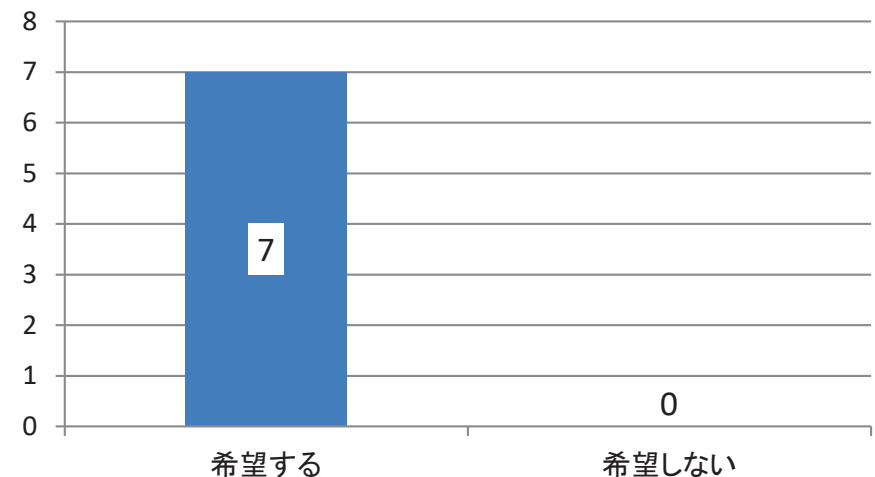
| | |
|-------------|------|
| 主任介護支援専門員所属 | 4事業所 |
| 主任介護支援専門員不在 | 3事業所 |
| うち1人ケアマネ | 2事業所 |
| 合計 | 7事業所 |

59



(2) 経過措置期間の延長を希望するか。

| | | |
|-------|------|------|
| 希望する | 7事業所 | 100% |
| 希望しない | 0事業所 | 0% |
| 合計 | 7事業所 | |



Ⅲ. 具体的な支障事例

＜居宅介護支援事業所・介護支援専門員の声＞

- ・経験年数が足りない。
- ・研修が長期間で負担が大きい。
- ・離島であり研修受講には宿泊が必要。日数が多いため、研修の負担が大きい。
- ・1人ケアマネの事業所(特に離島)は70時間の講習を受けるのは負担が大きい。事業所を閉めなければならない。
- ・離島又は過疎地域では今もケアマネの確保が簡単ではない。補充は難しい。
- ・現管理者の主任介護支援専門員資格取得や他地域からの主任介護支援専門員資格保持者の補充が困難。



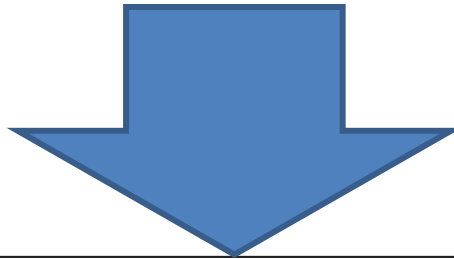
管理者が確保できないため、居宅介護支援事業所を廃業又は休止せざるを得ない。



離島・過疎地域において居宅介護支援事業所がなくなるため、地域に介護支援専門員が不在となり、介護サービスの提供に支障をきたす。

IV. 提案内容と効果

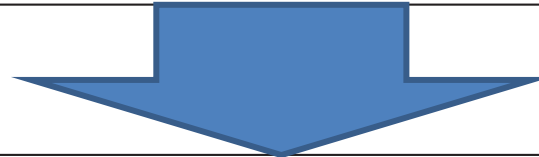
○居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を延長する。



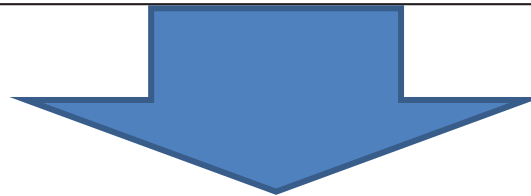
- 制度改正前から居宅介護支援事業所の管理者だった者が、制度によって廃業又は休止することなく管理者となることができる。
- 離島や過疎地域でも主任介護支援専門員研修を受講できるように環境整備に努めることができる。
- 経過措置期間内に主任介護支援専門員の資格取得を目指すことができる。

V. まとめ

○経過措置の延長により、離島・過疎地域においても引き続き既存の居宅介護支援事業所が事業を続けることができる。



○利用者が引き続き介護サービスを受けることができる。
○居宅介護支援事業所が存続することで、雇用が確保できる。



○広域連合の介護サービス基盤強化に繋がる。
○利用者へのサービス提供強化に繋がる。
○住み慣れた地域で安定したサービスを受けることができる。